

こうベコンポストサポート店制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、神戸市におけるこうベコンポストの普及推進を支援する小売店等の事業者を「こうベコンポストサポート店」（以下「サポート店」という。）として登録し、コンポストの認知度向上を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、コンポストを活用した生ごみ減量を推進することを目的とする。

（対象事業者）

第2条 サポート店に登録できる事業者は、神戸市内の小売店等を営業する者とする。

（登録の要件）

第3条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- （1）キエーロの土やコンポストでできた堆肥を活用した野菜や花の栽培についての専門的な知識（市民からの問い合わせに対応できること）を有するスタッフが常駐すること。
- （2）市民の来店機会の確保が図れる営業形態（営業日数が土日祝を含む週5日以上、営業時間8時間/日以上）であること。
- （3）神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月29日神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（登録の手続き）

第4条 サポート店への登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、「こうベコンポスト サポート店 登録申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を環境局長あてに提出する。

2 環境局長は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、サポート店として登録する。

（登録内容の変更等）

第5条 サポート店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、「こうベコンポスト サポート店 登録内容変更届」（様式第2号）を速やかに環境局長に提出するものとする。また、登録の抹消を希望する場合は「こうベコンポストサポート店登録抹消届」（様式第3号）を速やかに環境局長に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第6条 環境局長は、サポート店が第3条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又はサポート店として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる

(市の役割)

第7条 市は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

- (1) サポート店にポスター、パンフレット等の啓発資材を無償提供する。
- (2) サポート店と連携し、市民向けの講習会・PRイベント等を開催する。
- (3) 市のホームページ又はその他刊行物等により、サポート店が実施する取り組みに関する情報を発信する。
- (4) その他、コンポストの普及促進に係る事項を実施する。

(サポート店の役割)

第8条 サポート店は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

- (1) コンポストに使用可能な容器と基材を提供（有償・無償を問わない）する。
- (2) 来店者に対してコンポスト（キエーロと竹チップを基材としたコンポストは必須）に関する相談サポートを行う。
- (3) 市が提供する啓発資材等を活用し、コンポスト容器を展示して来店者に周知する。
- (4) 市と連携してコンポストの普及促進に係る事項を実施する。

(事務の処理)

第9条 この要領に関する事務は、環境局資源循環課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。